

農業物価統計調査及び内水面漁業生産統計調査の実施要項 (第19回技術検討会以降の変更点)

令和6年1月24日に開催した第19回公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会（以下、「技術検討会」という。）において審議された農業物価統計調査及び内水面漁業生産統計調査の実施要項（案）は、その後、第712回入札監理小委員会（3月13日）、官民競争入札等監理委員会（4月25日）での審議を経て確定された。

技術検討会以降の実施要項（案）の主な変更点は以下のとおり。（※「○」は指摘事項、「→」は変更点）

1 農業物価統計調査実施要項（案）の変更点

(1) 技術検討会における指摘事項及び変更点

- 地方農政局が実施していた調査客体の補充選定業務を民間委託業務に追加することにより、民間事業者の業務負担が増えることに繋がり、場合によっては、安易に選定しやすい調査客体を補充することも考えられるため、当該業務の選定プロセスを適正に管理しながら着手していくことが必要。
- 地方農政局で実施していた時のノウハウや選定手順を詳細に記載するとともに、選定が困難な状況になった場合などには農林水産省がサポートしていくことを記載。

(2) 入札監理小委員会等からの指摘事項及び変更点

- 評価項目一覧の「2.2 組織の専門性」において、「類似調査事業の受託実績が、組織又は本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか」の部分について、「類似調査事業」を分かりやすい例示等で記載すること。
- 「類似調査事業」を「価格に関する公的調査事業」に修正。
 - ※ 内容を具体化するため、また、価格に関する統計を実施したことのある民間事業者は少ないと思料されるため、「価格に関する公的調査事業」とした。
- 前回の実施要項に記載されていた登録調査員の利用について、当該部分が削除されて登録調査員が利用できないようになっているが、民間事業者が調査員を確保できず、調査が困難になった場合を想定し、登録調査員を利用できるよう盛り込む（復活させる）べきではないか。
- 登録調査員の利用については、直近の利用がなかったことから、実施要項（案）から削除したが、指摘を踏まえ、前回同様、登録調査員の利用について記載。

2 内水面漁業生産統計調査実施要項（案）の変更点

(1) 技術検討会における実施要項（案）の記載変更にあつ指摘事項はない。

(2) 入札監理小委員会等からの指摘事項及び変更点

○ 評価項目一覧の「2.2 組織の専門性」において、「類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか」の部分について、「類似調査事業」を分かりやすい例示等で記載すること。

→ 「類似調査事業」を「公的統計調査事業」に修正。

※ 内水面漁業や漁業に関する調査等具体的に示すと専門性を高めてしまうこと、公的調査としてしまうと統計以外のアンケート等しか行ったことがない事業者の参加もあり得ること、公的統計調査としても他省庁や自治体等で統計調査を受託している事業者は多く存在すると思慮するため、「公的統計調査事業」とした。

○ 実施要項「2(5)イ」において、「契約単価（3月は契約単価の90パーセント、8月は契約単価の10パーセントに相当する額）」に部分について、「契約単価」の説明を具体的に記載すること。

→ 「3月は契約単価の90パーセント、8月は契約単価の10パーセントに相当する額」を「なお、3月の支払いについては、調査準備から調査結果表（概数）を納入する調査実施年の前年11月から調査実施年の3月までの単価、8月の支払いについては、調査票回答内容及び集計値の再精査、最集計等を行い、調査結果表（確定値）を納入する調査実施年4月から8月末までの単価」に修正。

○ 実施要項「9(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」において、成果物等の権利について記載すること。

→ 「9(5)ク 権利義務の帰属等」として、「民間事業者は、本業務において生じた印刷物（成果物、提出物、引継書（現行事業者＞農林水産省＞新規事業者）、研修資料等）の製作上で発生した著作物及び電子データ等の所有権は農林水産省に帰属する。」の記載を追加。